

第1回広報広聴小委員会 会 議 資 料

日 時：平成17年7月22日（金）午後1時30分～

会 場：釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

広報広聴小委員会 第1回会議次第

1 開 会

2 委員の紹介

3 委員長及び副委員長の選任について

4 報告事項

(1) 合併協議会だより創刊号、第2号、第3号の発行について

5 協議事項

(1) 「ガイドブック」について

6 その他

7 閉 会

3 広報広聴小委員会委員長及び副委員長の選任について

広報広聴小委員会の委員長及び副委員長の選任は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって定める。

委員長 _____

副委員長 _____

| 広報広聴小委員会(6名) | | |
|--------------|-------|---------|
| 4号委員 | 釧路市議員 | 花 井 紀 明 |
| | 阿寒町議員 | 吉 田 守 人 |
| | 音別町議員 | 小 山 昭 二 |
| 5号委員 | 釧路市委員 | 平 間 育 子 |
| | 阿寒町委員 | 坂 本 淳 |
| | 音別町委員 | 岸 田 喜 良 |

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会小委員会設置規程
(抜粋)

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第7条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

4 報告事項

(1) 合併協議会だより創刊号、第2号、第3号の発行について

ア 発行日

(ア) 創刊号 平成17年2月5日

(イ) 第2号 平成17年3月28日

(ウ) 第3号 平成17年6月1日

イ 主な掲載内容

(ア) 新市建設計画(素案)

(イ) 第1回・第2回協議会の協議結果

(ウ) 第3回協議会の協議結果

ウ 配布部数

84,000部

エ 配布先

3市町の全世帯に配布

5 協議事項

(1) 「ガイドブック」について

ア 目的

合併によって誕生する新「釧路市」の住民サービスについて、その概略と、合併に伴い必要となる手続きなどを紹介し、住民が合併日を不安なく迎えられることを目的に「ガイドブック」を作成し、全戸に配布する。

イ 規格 A 4 版、カラー刷、32 頁（予定）

ウ 掲載内容

- (ア) 住所等について
- (イ) 町名変更に伴う住所変更の手続きについて
- (ウ) 市役所・行政センターの組織・機構について
- (エ) 市役所・行政センターの開庁・閉庁時間について
- (オ) 各課からのお知らせ
- (カ) 公共施設について

エ 完成時期 8 月下旬

オ 発行部数 83,000 部

カ 配布予定 全戸配布（市町広報誌への折り込み等により配布）

キ 作成に当たっての留意事項

- (ア) 正確な記事の掲載に努める。
- (イ) 図や写真を入れ、見やすい構成となるように努める。
- (ウ) 専門用語を使用する場合には、注釈をつけるなど、読みやすくなるように努める。

6 その他